

「兵庫リスク低減MS運動」

令和元年度よりキックオフ！

「許容できないリスクがない職場づくり」
を目指しましょう！

MS運動の取組よろしくお願いします！



兵庫リスク低減MS運動

『残留リスクを見逃さず 達成しようゼロ災害』

『兵庫リスク低減MS運動』は、PDCAサイクルによる組織的安全衛生管理を運用し、リスクアセスメントを継続的に行うことにより、リスクを調べ尽くし、残るリスクの大きさ（残留リスク）を明確にすることによって、残されたリスクを重点的に管理し、「許容できないリスクがない職場づくり」を目指すことを目的とし、労働災害の根絶に向け、働く人すべてがそれぞれの立場で自主的に安全で健康的な職場環境の形成に努め、安全衛生水準の継続的・段階的な向上（スパイラルアップ）につなげるための運動である。

この運動を通じて、平成30年度を初年度とする「兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画」が掲げる災害減少目標の達成に向け、兵庫労働局、労働基準監督署、労働災害防止団体等の関係団体、労使等の関係者が連携し、積極的に展開するものです。

【スローガン】

『残留リスクを見逃さず 達成しようゼロ災害』

- ★ 経営首脳者による「安全衛生方針表明」を行いましょう。
- ★ 兵庫リスク低減MS運動を通して、中期的なスパンをかけて次の取組を実施しましょう。
 - ① リスクアセスメントを繰り返し実施しましょう（3ステップメソッド）
 - ② 「残留リスク管理」を明確にしましょう。（職場のリスクを調べ尽くしましょう）
 - ③ 繰り返し「総点検」を実施しましょう。
 - ④ 安全衛生管理に「PDCAサイクル管理」を導入し、組織的・継続的な運営をしましょう。
 - ⑤ 年間安全衛生管理計画を策定しましょう。（経営トップの方針表明を含む）
 - ⑥ 運動対象に「非工業的業種」を加え、全業種を対象とする。
 - ⑦ 「化学物質のリスクアセスメント」、「健康管理の取組」を行いましょう。

兵庫リスク低減MS運動



【主唱者の実施事項】

- ① 「安全衛生表彰式」を開催する。
- ② 「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」において「兵庫リスク低減MS運動（以下「MS運動」という。）」を周知する。
- ③ 全国安全週間（準備期間を含む。）に実施する労働局長、主唱者幹部等によるパトロールにおいて、「MS運動」を周知する。
- ④ 労働災害防止団体等と連携し、「MS運動」を周知する。
- ⑤ リスクアセスメント（非定常作業を含む）について、作業内容等に即したマニュアルを活用して具体的な実施方法を示すことにより、その実施率を向上させる。
また、リスク低減措置後の残留リスク対策の重要性を周知する。
- ⑥ 「年間安全衛生管理計画」の作成及び「PDCAサイクル管理」導入に向けた指導を行う。
- ⑦ 第三次産業（小売業・飲食店）に対して、集団指導、説明会等により「MS運動」の周知を行う。
- ⑧ 第三次産業（社会福祉施設）に対して兵庫県、市町等の各自治体と連携して実施する集団指導、説明会等により「MS運動」を周知する。
- ⑨ 熱中症予防対策に係るパトロール・研修会等において「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」とともに「MS運動」を周知する。
- ⑩ 労働安全衛生マネジメントシステム（以下「OSHMS」という。）の導入に向けた指導を行う。
- ⑪ 「MS運動」の周知用リーフレット、ポスター、垂れ幕、取組宣言書（様式）を作成し、兵庫労働局のホームページを通じて、情報提供を行う。

【協賛者の実施事項】

- ① 協賛者は、「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」を開催し、局署と連携することにより、「MS運動」の周知を広く展開する。
- ② 会員等にリスクアセスメント（非定常作業を含む）の実施を勧奨する。（残留リスク管理を含む。）
- ③ 会員等にポスター、垂れ幕等の掲示を勧奨する。
- ④ 会員等に「年間安全衛生管理計画」の作成、実行及び「PDCAサイクル管理」導入の支援を行う。
- ⑤ 会員等にOSHMS、リスクアセスメント研修等を実施する。
- ⑥ 協賛者が実施するOSHMS、リスクアセスメント研修等の受講を勧奨する。
- ⑦ 会員等に危険箇所の見える化、リスク低減措置の実施を勧奨する。
- ⑧ 会員等に安全衛生パトロールの実施を支援する。
- ⑨ 会員等の運動取組宣言とOSHMS導入状況の把握を行う。
- ⑩ ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策等（長時間労働の抑制等）の健康管理活動の支援を行う。

【事業者の具体的な取組事項】

- ① 経営首脳者の安全衛生方針表明を行う。
- ② 「MS運動取組宣言」を行い、宣言書を掲示する。
- ③ 協賛者が開催する「ゼロ災・リスクアセスメント推進大会」に参加することにより、「MS運動」を展開する。
- ④ 協賛者が開催するOSHMS導入及びリスクアセスメント研修等を受講する。
- ⑤ 職場の総点検を実施する。
- ⑥ リスクアセスメント（非定常作業を含む）を行い、「残留リスク管理」を実施する。
- ⑦ 化学物質のリスクアセスメントを実施する。
- ⑧ 「年間安全衛生管理計画」を作成、実行することにより「PDCAサイクル管理」を導入する。
- ⑨ 「年間安全衛生管理計画」に、リスクアセスメントの実施及び結果に基づく措置を盛り込み、リスクに応じたリスク低減方策を確実に実施する。
- ⑩ 交通労働災害を分析し、地域の交差点の危険マップ・事故発生マップを作成し、安全掲示板等で周知する。
- ⑪ ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策等の健康管理活動（長時間外労働の抑制等）を実施する。
- ⑫ 安全衛生パトロールを実施する。
- ⑬ ポスター、垂れ幕等を掲示する。